

香取広域市町村圏事務組合財務規則

昭和62年11月16日

規則第3号

改正 平成18年3月27日規則第6号

平成19年4月1日規則第14号

平成27年3月3日規則第2号

平成29年3月17日規則第1号

- 1 香取広域市町村圏事務組合財務規則については、香取市財務規則（平成18年香取市規則第48号）の例によるものとする。この場合において、香取市財務規則の規定中、次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

市 長	管 理 者
副 市 長	管 理 者
財 政 担 当 部 長	事 務 局 長
各 部 等 の 長	事 務 局 長 ・ 消 防 長
各 課 等 の 長	課 長 ・ 消 防 本 部 総 務 課 長

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（香取広域市町村圏事務組合財務規則の廃止）
- 2 香取広域市町村圏事務組合財務規則（昭和56年香取広域市町村圏事務組合財務規則第1号）は、廃止する。

附 則（平成18年3月27日規則第6号）

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第14号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。